横浜事件・第４次請求再審公判

判決「主文」は「免訴」

が、実質的には「無罪」判断を明示
「法的な障害」さえなければ … と

刑事補償の獲得で「無罪」確定へ！

5月8日(金)18時30分

報告集会

横浜事件 再審裁判を支援する会

23年にわたる再審裁判の歩みを振り返り、今回の判決の意味を明らかにするとともにこの国の司法の歴史（戦前・戦後）責任と今日のあり方を問う！

日時：５月８日（金）18時00分開場
　　18時30分開会

◎会場：全水道会館（ＪＲ水道橋駅から２分）

◎参加費：６００円

No.67
2009.4.20

〔事務局〕
〒101-0064
東京都千代田区
猿楽町１－４－８
松村ビル401
TEL03-3291-8066
FAX03-3291-8066

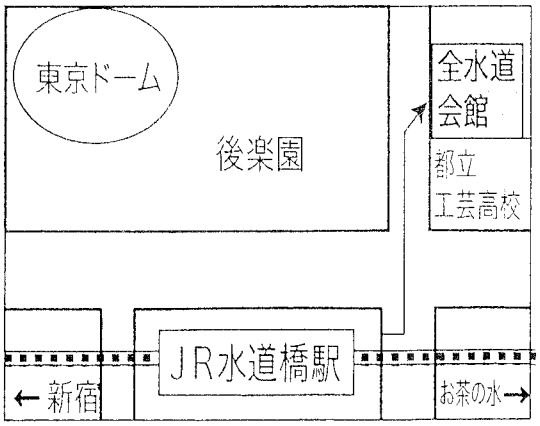

■今回の判決文の「支援する会」による分析・解説と評価については、次ページ以下に掲載しています。

◆横浜事件・第四次再審請求

再審公判「判決」を読む

「支援する会」事務局　梅田　正己

さる3月30日、横浜地裁101号法廷において、横浜事件・第四次再審請求に対する再審公判の判決が言い渡されました。裁判長は、昨年10月31日の再審開始決定の際と同じ大島隆明裁判長です。

判決の主文は「被告人を免訴とする」でした。

遺族の小野新一、斎藤信子さんはもとより、弁護団、支援する会、見守る人たちの誰もが「無罪」を期待していました。さる2月17日の再審公判が、同じ101号法廷で、被害当事者による拷問の証言を中心に横浜事件を生々しく描いたドキュメンタリーのビデオ上映のほか、細川論文の内容についての荒井信一先生と論文掲載時期についての橋本進さんの明快な証人尋問、小野、斎藤さん兄妹による亡き両親の供述書の朗読、そして最後は佐藤主任弁護士と大川弁護団長による胸を打つ弁論で締めくくられた感動的な法廷だっただけに、最高裁による「免訴」判決という大きな壁はあるけれども、もしかしたら「無罪」判決が出るかもしれないという期待がふくらんでいたのです。

◆判決の主文は「免訴」だったが…

しかし、判決は「免訴」でした。判決の結果は、その日の夕刊で早くも報じられましたが、論調はいずれも「免訴」を伝えていました。主要紙の見出しを並べてみましょう。

朝日　3・30夕刊「横浜事件再審また免訴　地裁判決、有罪・無罪の判断せず」

読売　3・30夕刊「横浜事件免訴で終結　横浜地裁　第4次再審判決」

毎日　3・30夕刊「横浜事件再び免訴　第4次再審　遺族の心情に言及」

東京　3・30夕刊「4次再審請求も免訴　訴訟終結　補償手続きへ」

神奈川　3・31朝刊「再び免訴判決　23年間の訴え終結へ」

以上の新聞報道の見出しに見るように、判決の主文はたしかに「免訴」でした。

しかし、約1万3000字（400字詰め32枚）にわたる判決の「理由」をよく読むと、たんなる「免訴」判決でないことがわかります。

◆再び「無罪を言い渡すべき明確な証拠」を確認

判決文の「理由」は大きく二つに分かれ、前半は「第1　本件再審に至る経緯等」が述べられ、後半に「第2（免訴事由との関係についての）当裁判所の判断」が述べられています。つまり、なぜ免訴にせざるを得なかったかの説明です。

昨年10月31日の再審開始決定において、大島裁判長は、これまで

▲撮影　佐藤俊広

の横浜事件再審裁判において初めて事件の内側にまで踏み込み、入念な証拠調べを行なったうえで、無罪となる十分な理由があるとの判断に達し、再審開始の決定を下しました。

今回の判決の前半は、いわばその確認といえるものです。判決が述べているポイントを取り出すと、次のようになります。

①本件確定判決（終戦直後の即席裁判での判決）で証拠とされているのはすべて本人と仲間の自白だけである。

②ところがその後、被害者33名が特高警官を共同告発した裁判において拷問の事実が確定した。その最高裁判決で拷問を受けたとされたのは益田直彦だけであるが、しかし「益田に対してとられていた苛酷な取調べ方法は、ほぼ同じ時期に同様の被疑事実により取調べを受けていた他の被疑者に対しても同様に行なわれていたものと容易に推認することが出来る」。したがって「そのような拷問による自白は、捜査官の意に沿った内容を強いられた疑いが強いものであって、信用性が乏しいことは明らかである」。

③また、細川嘉六を中心に細川の郷里・富山県泊町の旅館の庭で写された7名の写真をもって、特高警察は「共産党再建準備会議」の偽装写真と断定したが、第4次請求審で「新たに提出された（小野家のアルバムの同じ旅行時に撮影された）写真や料亭の関係者等の供述内容等も含めて全体的に考察すれば、同会合が日本共産党再建の秘密の会合であるとうかがわれる様子は見られ」ない。

④つまり、被告が、治安維持法違反の「犯罪行為」を行なったことを「証すべき的確な証拠は存在しない」。「したがって、被告人ら

の（拷問を受けたことを証言する）口述書の写しや泊の会合に関する写真等の証拠は、被告人に対して無罪を言い渡すべき、新たに発見した明確な証拠であるということができる」。（傍線は筆者、以下同）

この最後の傍線部分は重要です。「無罪を言い渡すべき、新たに発見した明確な証拠がある」ということは、言い換えれば、これらの新証拠にもとづいて再審裁判を行なえば「無罪」になる、と言い切っているのと同じだからです。

◆「法的な障害」さえなければ…

そして実際、再審裁判はここに行なわれました。その再審公判に当たっては、大島裁判長は、「このような内容の再審開始決定をしたことを受けて、再審公判では、再審開始決定の根拠となったすべての証拠を取り調べている」と述べています。

つまり、再審開始決定と再審公判の2回にわたり、「すべての証拠を取り調べ」たのです。

その上で、判決は前半部分の結論として、次のように述べたのです。

「法的な障害がなければ、再審公判において直ちに実体判断をすることが可能な状態にあるということができる」

この最後の部分も、誰への気兼ねからか、きわめて婉曲な表現になっています。

しかし、すぐ前に述べたことを見れば、この遠慮がちな表現が何を意味しているか、たちどころにわかります。新たな証拠にもとづいて再審裁判を行なう（実体判断をする）ならば、まちがいなく「無罪」の結論が得られるはずだ、と言っているのです。

ただし、それは、「法的な障害がなければ」の話です。残念ながら、現実には「法的な障害」が存在しているのです。

それについて述べたのが、後半の「免訴事由との関係での当裁判所の判断」です。

◆最高裁判決による「免訴」の縛り

この後半の曲がりくねった法解釈の部分は、正直に言って、しろうとには手にあまります。なんで？　どうして？　という疑問符が次々に出てきて、意味がつかめないからです。そこでここでは、正確な解説は弁護団にお願いすることにして、昨年3月の最高裁判決との関連にしぼって述べることにします。

まず「免訴事由」について。免訴の事由（理由となる事柄）は二つあるとされます。

一つは、被告・小野康人さんに対する確定判決（一九四五年9月15日）のちょうど1ケ月後、同年10月15日、勅令「治安維持法廃止等の件」の公布・施行により治安維持法が廃止されたこと。

いま一つは、その2日後、17日に「大赦令」が公布・施行され、治安維持法違反の罪に問われたものは赦免されたこと、です。

この二つの事由を前提に、第三次請求の再審公判において横浜地裁は、二〇〇六年2月、この「免訴事由の存在により公訴権（裁判請求権）が消滅した場合には、裁判所は実体上の審理を進めることも、有罪無罪の裁判をすることも許されない」として、免訴判決を言い渡しました。

次いで、控訴を受けた東京高裁も、翌年1月、免訴判決に対しては被告人側が控訴をすることはできないとして棄却、最高裁もまた昨年（二〇〇八年）3月14日、上告を棄却、ここに横浜事件再審公判における「免訴判決」が確定したのでした。

以上のような経過を受けての、今回の再審公判だったのです。

第三次も第四次も、同じ横浜事件の再審公判です。同じ事件で、すでに最高裁の免訴判決が確定しています。それも、わずか1年前の判決です。最高裁の「最高」はたんなる飾りではありません。最高裁は憲法で「終審裁判所」と規定され（81条）、最高裁判事は総選挙のさい国民審査を受けています。その最高裁の判決を下級審が1年でくつがえすとなると、この国の裁判制度そのものが揺らぐことになります。

そう考えると、いかに勇敢な裁判官といえども、次のように書かざるを得なかったのでしょう。

「（横浜事件の事実経過は）本件においても何ら異なる点がない以上、本件についても……被告人を免訴すべきものと判断せざるを得ない」

◆免訴で片付けることの無念さを共感

今回の横浜地裁判決が、「免訴」判断をすんなり受け入れたのでないことは、この文章からもわかります。「やんぬるかな」の思いが、裏にじっとりとにじんでいるからです。

そのことを裏付ける文章はほかにも見出すことができます。たとえば、免訴事由との関係での「判断」に移っての説明の初めの方にある、この文章です。

「再審を請求して自ら進んで刑事裁判手続きを復活させた被告人らの遺族らは、再審により無罪判決を得ることによって被告人の名誉回復を図ろうとしているのであり、また、その結論のみを望んでいるといっても過言ではないのであるから、免訴事由が存在するからといって実体判断をせずに免訴判決を下すのであれば、死者の名誉回復を望む遺族らの意図が十分には達成されないことになるのは明らかである」

完全に遺族の側に身を寄せての叙述であることがわかります。同様の記述は、終わりの方にもあります。

「（免訴の判決となると）無罪の公示がされないことなどから、その結論が被告人の名誉回復を望む遺族らの心情に反することは十分に理解できるところであるので……」

免訴で終わってしまっては、遺族としてはとうてい納得できないはずだ、と判決は述べているのです。

◆続く刑事補償審理で「無罪」が確定

そこで判決は、その解決策として、最後に「刑事補償法」についてこう述べるのです。

「刑事補償法25条は、刑事補償法の規定による免訴の裁判を受けたものは、もし免訴の裁判をすべき事由がなかったならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるときは、国に対して補償を請求することができると規定しているのであって、本件において免訴判決確定後にその請求があれば、今後行なわれるであ

ろう刑事補償請求の審理においては、刑（治安維持法？―筆者）の廃止及び大赦という免訴事由がなかったならば、無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるか、という点を判断することになり、適法な請求である限りは、それに対する決定の中で実体的な判断を示すこととなる」

長い文章でわかりにくいので、二つに分けるとよくわかります。

まず、（1）免訴事由がなかったとしたら「無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるとき」は国に刑事補償を請求できる。

次に、（2）その刑事補償の審理の中で、裁判所は「無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるか」について「実体的な判断を下すこととなる」。

こう述べているのですが、すでに見てきたように、判決は、「法的な障害」さえなければ、「無罪を言い渡すべき明確な証拠が存在する」と言っているのです。

ということは、被告側から刑事補償の請求があれば、この第四次請求の内容について3度目の審理が行なわれ、その結果まちがいなく「無罪」の「実体的な判断」が下されることになる、ということです。

つまり、この再審公判においては「免訴」の判決しか下せないけれども、つづく刑事訴訟法の審理において「無罪」の「実体的な判断」が示される、ということです。

そして、その「決定」については、刑事訴訟法24条1項は「すみやかに決定の要旨を、官報及び申立人の選択する三種以内の新聞紙に各一回以上掲載して公示しなければならない」とされているというのです。

以上のように述べて、判決は、今回の免訴判決はまことに残念だけれども、という思いをにじませつつ、こう結ぶのです。

「（刑事補償の審理において無罪が決定され、）規定のとおり公示されれば、再審の無罪判決の公示の場合と全く同視することはできないにせよ、一定程度は免訴判決を受けた被告人の名誉回復を図ることができるものと考えられる」

＊

ようやくたどり着いた再審公判において、1年前の最高裁判決という「法的な障害」にはばまれ、「免訴」の判決しか得られなかったことは、まことに残念です。

しかしここに見てきたように「主文」においては免訴でも、本体の「理由」においては、判決は明確に「無罪」の実体的判断を下しています。

さる昨年10月31日の再審開始決定について、私たちは「実質無罪」であると評価しましたが、今回の再審公判判決においてもその評価を確認できると考えます。

第一次再審請求から22年9ヶ月、第一次から第四次まで、全部で13回にわたって裁判が行なわれましたが、事件の内部にまで踏み込んで広く証拠調べを行い、判断を下したのは、この第四次請求の2回の裁判だけです。つづく刑事補償の審理において無罪の実体的判断が下されることにより、横浜事件の虚構と冤罪は、やっと裁判においても確定したと言明できることになるはずです。

横浜事件第４次再審請求も「免訴」

「怒り」「評価」心境複雑

遺族側「先送り、残念」

無罪を求め続けた元被告の遺族の願いは、再び法律の壁に阻まれた。横浜地裁が30日に出した結論は「免訴」。実質無罪の判断は今後、刑事補償請求の手続きに託されることになった。遺族や弁護人は落胆の表情を見せる一方で、これからの道筋が示されたことには一定の評価も示した。（木村尚貴、田村剛、二階堂友紀）

横浜地裁に入る弁護団。前列中央は遺族の斎藤信子さん、同左から2人目は小野新一さん＝30日午前、遠藤真梨撮影

「怒りが込み上げます」

閉廷後、横浜市内で開かれた記者会見。故小野康人さんの次男、新一さん(62)は、免訴判決についての感想をそう口にした。「裁判所の壁は厚く、残念です」

長女の斎藤信子さん(59)は「拷問で殺された人はどうなるのか。司法が、人間として当たり前の判断をする場であってほしい」。

弁護団はこの日、法廷外の支援者らに結果を知らせようと「無罪」「免訴　実質無罪」と書かれた2枚のパネルだけを用意していた。判決の主文で無罪か、主文は免訴でも理由の中で実質的に無罪と述べるか。

結果はどちらでもなかった。大川隆司弁護団長は「問題を刑事補償手続きに先送りしたもので非常に残念。まだ闘い続けざるを得ない」と語った。

弁護団の佐藤博史弁護士は「国家が過ちを犯した場合、……

■判決理由の骨子

- 再審や本件の特殊性が理由がある場合に(有罪)判決はできない
- 免訴判決で有罪の確定全に失い、被告の不利全に回復される
- 刑事補償請求をすれば断が示され、決定の公……

「無罪」刑事補償通じて「……復へ戦い続く」

横浜事件「免訴」

まだ、戦いは続く――。戦時中最大の言論弾圧事件「横浜事件」の第4次再審請求で、元被告・小野康人さん（1959年死去）に、有罪・無罪を判断せずに裁判を打ち切る「免訴」を言い渡した30日の横浜地裁の再審判決。無罪を求めていた遺族らは落胆の声を上げたが、判決で触れられた刑事補償㊟手続きでの名誉回復に、前向きな姿勢を示した。遺族は今後、小野さんが身柄を拘束されていた約2年2か月間分の補償金を請求し、実質的な「無罪」の認定を目指す方針だ。

判決後の午前11時過ぎ、地裁に近い横浜市開港記念会館で始まった記者会見。小野さんの次男新一さん(62)は「刑事補償を通じて事実をはっきりさせる。まだまだ戦わなくてはならない」と、悔しさをにじませながらも意欲的に語った。長女斎藤信子さん(59)も「今日の判決で司法の現実……努力をしないとそれを突き破ることができない。後世に本当の事実を残すことが重要」と気丈に話した。

大川隆司弁護団長は、判決の「刑事補償の決定で無罪かどうかの判断が示され、遺族は一定程度の名誉回復を図ることができる」という指摘を挙げ、「実体判断は先送りされたものの、刑事補償手続きへの下ごしらえがなされたことに感謝したい。コップの半分以上、水がたまってきている。あともう少しだ」と述べた。

新一さんと斎藤さんは、……

㊟刑事補償　冤罪事件について、逮捕や拘置、服役日数に応じて国に補償を請求できる制度。免訴についても「免訴となる理由がなければ、無罪となるべき充分な理由があると認められる」場合に、補償が認められる。補償が決定された際は、速やかに官報や新聞に、その要旨を掲載することと規定されており、補償が認められれば、事実上の……

判決後の記者会見で思いを語る斎藤信子さん（中央）と、小野新一さん（右）、大川隆司弁護団長（30日）

横浜事件 再び免訴

悲願の無罪、……

弁護士「刑事補償……

横浜事件の再審判決で免訴となり、「実質無罪」と書かれた紙を掲げる弁護士＝横浜地裁で30日午前10時半、佐々木順一撮影

有罪判決か……経て、第1次……23年を経て……れた横浜事件……判決。故小野……の次男で再審……小野新一さん……いて準備して……罪」の旗は、ロ……ることはなか……野さんと長……女の斎藤信子……は、主文の言……じっと聞いて……小野さんは……会見で「無罪……いただけに、……念」。斎藤さ……たちは親の名……けを願って……

……ち認めるまでは

横浜事……

横浜事件第４次再審請求

再び免訴判決

地裁 23年間の訴え終結へ

治安維持法に基づく戦時下最大の言論弾圧とされる「横浜事件」で、有罪判決を受けた元改造社編集部員小野康人さん（故人）の遺族が起こした第四次再審請求の判決公判が三十日、横浜地裁で開かれ、大島隆明裁判長は「治安維持法の廃止により大赦を受けた」などとして、有罪、無罪を判断せずに裁判を打ち切る「免訴」を言い渡した。元被告側が期待していた「無罪」については、判決理由でも言及しなかった。検察、被告側はともに控訴しない方針で、二十三年にわたる一連の再審手続きは終結する見込み。元被告側は、確定次第刑事補償請求を行い、「実質的な無罪」となる名誉回復を目指す。

（石尾　正大、解説も）＝関連記事31・35面に

元被告側、補償請求の方針

大島裁判長は昨年十月の再審開始決定で、拷問による自白の強要などを認め、横浜地裁の有罪判決を「ずさんな事件処理」などと批判していた。

しかし、この日の判決理由では「審理打ち切りによる被告人の利益は存在する」とした上で、「免訴判決が確定すれば有罪判決が失効し、被告人の法律上の不利益は……訴の意……事件当……

……裁判記録が残っていた小野さんの遺族のみが行っていた。

他の元被告や遺族ら……「父……復の……ので……闘と……

- 被告を免訴とする
- 治安維持法の廃止で大赦……

64年"開かずの……

横浜事……

あった「横浜事件」の再審判決。大島隆明裁判長は裁判の打ち切りを告げる「免訴」を言い渡した。元被告の有罪判決から六十四年。「無罪」を求めてきた遺族らは判決後、苦渋の表情を見せたが、今後の刑事補償手続きの中で「無罪を勝ち取る」との決意を示した。（０面参照）

「被告を免訴する」。午前十時の一〇一号法廷。主文が読み上げられた瞬間、傍聴席の最前列にいた元被告故小野康人さんの長女斎藤信子さん(59)は、覚悟を決めていたかのように表情を崩さず裁判長をじっと見つめた。

次男の小野新一さん(62)はメモを取りながら、裁判長の言葉に聞き入ったが、判決後、「この判決では、両親の霊に報告できない」と肩を落とした。

有罪判決から六十四年、第一次再審請求からも二十三年。元被告らはすでに全員が他界した。第一次請求は「裁判記録が残っていない……

横浜事件第4次再審請求の判決を受けた記者会見を終え、用意した「無罪」と書かれたボードを見る小野新一さん＝30日午前、横浜市中区で

解説

第四次再審請求の再審判決は、冤罪（えんざい）という言論弾圧に加担した司法の責任には全く言及せず、無罪を求めていた元被告の遺族らの願いは門前払いされた。「刑事補償手続きで具体的な判断を示すこととする」としたが、判断を先送りにした印象はぬぐえない。

横浜事件は、免訴判決が確定した第三次再審請求の最高裁判例があり、免訴はやむを得ない。それでも弁護団は、判決が「実質的には無罪」と言及することに希望を託していた。同じ裁判長による再審開始決定では、司法の過ちについて……

厚かった司法の壁

ルポライターの鎌田慧さんの話　戦争中の思想弾圧事件について、司法は全く決着を……れて……圧は……かか……明確……後日……まら……

判決を聞いて

大島裁判長の「主文　被告人を免訴とする」という声を聞いた時、ショックであった。

再審開始の法廷で、再審請求の内容を真摯に検討された感触を得ていたので残念だという思いが込み上げた。裁判長が判決理由を長々と読み上げている時、いったいどういう事なのか、免訴判決は嘘ではないかと疑った。やはり司法の壁は厚かったという思いだった。

判決要旨は難解で、すぐには理解できなかったが大川・佐藤弁護士の的確な把握と分析でどうにかのみこめた。刑事補償法の手続きをする中で、実質無罪がかちとれるということであった。もし「無罪」という判決だったら日本の司法の戦後処理問題に画期的な前進となるはずで、他の諸裁判の大きな励ましになったはずであった。いまだ思いは複雑である。

小野　新一

主文「免訴」と聞いた途端にすっかりがっかりしてしまいました。記者会見であんまりしょんぼりしていたのでしょうか？　身近な方々からは一様に「残念でしたね」という慰めの言葉を頂きました。

でもその後の大川・佐藤両先生の解説と支援会の梅田さんの読み解きを経て、今回の「免訴」は実は文字通り「実質無罪」への地固めというべき示唆に富んでいるという、事の次第がやっと私にもわかってきました。

刑事補償法に場を移さなければならないという現司法下の限界の中で大島裁判長がつけた道筋を正確に受けとめ、実体としての無罪を得ておくことこそが、今大切なことだと思っています。

齋藤　信子

会員の皆さんの声

◆さっそくですが、かつての同僚から要請文を裁判所に送った旨連絡がありました。私は個人的に裁判所の所在地を知らせながら協力を訴えているので直接「無罪判決」の要請をしている方もおられるように思います。最後までがんばりましょう。

小森　修

◆またも「免訴」の判決で、裁判所の責任放棄としか言いようがありません。ただ、小野さん側が控訴をしないということで、今後国に対してどれほどの刑事補償が受けられるのか、厳しく行方を見守っていきたいと思います。

三渡章高

カンパを寄せて下さった方々

〈3月〉小嶋敏子　今井康之　高畑健一　近藤正巳

報告

前号で、大島隆明裁判長に対する、「無罪」判決を期待する要望ハガキをいただいた方のお名前をご紹介しましたが、その後、北口吉治、小峰修、小嶋俊子さんからもいただきました。治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央本部からは声明が出されました。

事務局より

▼世の中は三日見ぬ間の桜かなめまぐるしく変わる現在において、22年目にしてやっと結論を見ました。共に闘ってきました会員の皆様には、昨年の5月集会以来、立て続けに傍聴や集会、要請葉書と、ご協力、およびご足労いただき有難うございました。5月の報告集会へもぜひご参加を。（金田）

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿楽町 1-4-8
松村ビル 401
横浜事件再審裁判を支援する会
tel/fax 03-3291-8066

〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円
●郵便振替　00130-7-150641
●銀行振込　みずほ銀行九段支店
普通預金口座 1478864
横浜事件再審裁判を支援する会